

消防設備保守点検及び防火設備点検業務仕様書

本仕様書は、和歌山市（以下「甲」という。）が、_____（以下「乙」という。）に委託する大新小学校外9校消防設備保守点検及び防火設備点検業務の仕様を定めるものであり、乙は消防設備保守点検業務については別添消防設備保守点検業務仕様書、防火設備点検業務については別添防火設備点検業務仕様書に基づき、業務を誠実に履行するものとし、両仕様書に示されていない事項で軽微な業務についても、甲の指示により履行するものとする。

なお、消防設備保守点検及び防火設備点検業務に共通する事項は下記の一般事項等のおりとする。

○ 一般事項

- (1) 乙は、委託契約締結後速やかに点検現場代理人及び点検現場副代理人を選任し、経歴書を提出すること。なお、代理人は点検時に常駐すること。ただし、複数校同時点検等の事情により代理人が常駐困難な場合は、副代理人を常駐させることができる。
- (2) 乙は、本業務に従事する者に係る本業務で必要となる免状の写しを提出すること。
- (3) 乙は、各学校の点検前（夏・冬）に各学校長と協議の上、日程表を作成し、点検日時等を甲に報告すること。
また、上記日程表どおりに点検を実施できない場合には、その旨を各学校長及び甲に点検日前日までに連絡をすること。代替点検日を各学校長と協議の上、決定し、甲に報告すること。
- (4) 乙は、点検に際しては各学校長と協議し、学校運営に支障をきたさないように十分に配慮すること。
- (5) 乙は、各学校長と協議し、必要に応じ安全対策を講じること。点検作業中の事故発生又は発生のおそれがあるときは、直ちに必要な処置を講じたうえ、状況及び処置内容を甲及び学校長に報告すること。
- (6) 乙は、業務完了後、甲に業務完成通知書を提出すること。

○ 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求められることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

消防設備保守点検業務仕様書

1 対象施設及び対象設備

(1) 対象施設

大新小学校、広瀬小学校、吹上小学校、砂山小学校、宮北小学校、新南小学校、
芦原小学校、中之島小学校、今福小学校、伏虎義務教育学校

(2) 対象設備

○消防設備

- ア. 自動火災報知設備
- イ. 漏電火災警報器
- ウ. 屋内消火栓設備
- エ. 非常警報設備
- オ. 誘導灯、誘導標識
- カ. 消火器
- キ. 避難器具等その他消防設備
- ク. 非常用電源専用受電設備

詳細は別紙1のとおり

2 業務内容

- (1) 対象設備を良好に維持するため、消防法第17条の3の3、その他関係法令等に基づき保守点検を行うこと。

3 保守点検の回数及び時期

- (1) 消防設備点検は下記による。

- ・機器点検 契約期間中に2回（6か月に1回）
- ・総合点検 契約期間中に1回

点検の時期については、機器点検は夏季休暇及び冬季休暇、総合点検は夏季休暇を目安に行うものとする。詳細な日程等は各学校長と協議し決定すること。

- (2) 点検の日程が決定後、甲に日程表を提出すること。
- (3) 予定していた日程で点検が行えない場合は、学校長及び甲に報告すること。
再度詳細な日程を学校長と協議決定し甲に報告すること。

4 報告及び提出

(1) 消防設備の点検結果については、消防法の規定により定められた書式に基づいた報告書を作成し、夏季の点検は10月上旬、冬季の点検は2月下旬目安に提出すること。

・夏季点検 (機器点検及び総合点検)

各校別報告書 2部 (甲に提出)

総括報告書 1部 (全校分をチューブファイルにまとめ甲に提出)

・冬季点検 (機器点検)

各校別報告書 1部 (甲に提出)

総括報告書 1部 (全校分をチューブファイルにまとめ甲に提出)

(2) 消火器の一覧表については、甲が指定した電子データをもとに作成すること。また、冬季点検終了後は作成した電子データを甲に提出すること。

・冬季点検 (機器点検)

消火器一覧表 1式 (電子データを甲に提出)

(3) 不良箇所等については、一覧表及び配置図を作成し、甲に提出すること。

・夏季点検 (機器点検及び総合点検)

不良内容一覧表及び配置図 1部 (全校分をファイルにまとめ甲に提出)

不良内容一覧表及び配置図 1式 (電子データを甲に提出)

・冬季点検 (機器点検)

不良内容一覧表及び配置図 1部 (全校分をファイルにまとめ甲に提出)

不良内容表及び配置図 1式 (電子データを甲に提出)

5 特記事項

(1) 乙は、点検作業中対象設備に不良箇所等がある場合には、詳細調査を行い原因究明し、簡易な修繕(電球の交換、ヒューズの交換、接続端子の不良等)については、乙にて無償で行うこと。

(2) その他本業務において疑義が生じた場合には、市業務担当職員と協議すること。

防火設備点検業務仕様書

1 目的

本仕様書は、防火設備点検業務の実施に関し必要な事項等を定めたものである。

2 対象施設及び対象設備

(1) 対象施設

大新小学校、広瀬小学校、吹上小学校、砂山小学校、宮北小学校、新南小学校、
芦原小学校、中之島小学校、今福小学校、伏虎義務教育学校

(2) 対象設備

○防火設備

- ア. 受信機
- イ. イオン化式煙感知器
- ウ. 光電式煙感知器
- エ. 防火戸
- オ. 防火シャッター
- カ. 耐火クロススクリーン

詳細は別紙1のとおり

3 点検項目

平成28年5月2日国土交通省告示第723号（以下、「告示第723号」という。）に記載の全ての項目について点検を行うこととする。

※対象設備の不良箇所は詳細調査を行い、原因究明し報告を行うこと。

点検中に生じた設備不良については、責任を持って対応し復旧を行うこと。

不良箇所の簡易な修繕（ラッチの調整、順位調整機の調整等）については無償で行うこと。

4 点検方法等

(1) 点検の実施にあたっては、発注者から提供する資料や、施設管理者（学校長）等へのヒアリングその他により事前に施設の状況を把握すること。

また、点検日程については施設管理者（学校長）及び市業務担当職員と協議すること。

①発注者から提供するもの

- ・平面図、配置図等（PDF形式）

②発注者へのヒアリングその他により確認するもの

- ・増改築、用途変更、増設及び改修等履歴
- ・不具合の発生状況等

(2) 点検は、告示第723号に則り、告示第723号の別表第一から別表第三までの（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項について、同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

(3) 点検において、是正が必要な箇所並びに特記すべき事項があると判断するものについては、通し番号を付して内容を記入の上、写真を撮影すること。

また、検査結果図及び点検写真に整理し提出すること。

(4) 点検に際し、特に以下の点に留意して実施すること。

①増改築、用途変更等、工作物の増設、設備機器の改修等の履歴と、これらがあった場合の建築物全体

としての安全性

②劣化・損傷等により安全に関わる事項や、防火・避難及び構造安全に関する事項

(5) 告示第723号の別表第一から別表第三までの「(は) 検査方法」欄において、他の点検の記録により確認することで足りるとされている項目については、他の点検の実施状況を確認すること。
また、その結果を検査結果表に記載すること。

(6) その他、点検にあたっての留意事項は以下のとおりとする。

①該当する部位等がない項目については適用しない。

②告示第723号の別表第一から別表第三までの(い)欄に掲げる項目以外で不具合等が発見された場合は、その状況及び点検の必要性を記録し、簡易に点検できるものは同時に点検・調査等を行うこと。

5 検査結果表(別記第一号様式から別記第三号様式)の作成方法

(1) 点検結果については、告示第723号の別表第一から別表第三までの(に)欄に掲げる判定基準により判定を行い、検査結果表の検査結果欄に記入すること。

検査結果表には不良箇所の要因を点検したうえで、具体的に改善内容を記入すること。

なお、検査結果表文末の注意事項に留意すること。

(2) 検査結果表の検査結果欄における要是正項目のうち、緊急もしくは概ね1年以内に補修・改善等が必要と判断する箇所については、特記事項の改善(予定)年月欄に「緊急対応が必要」もしくは「概ね1年以内に対応が必要」と付記すること。

緊急性の判断の目安は以下の表1を参照すること。

このうち、特に人身事故のおそれなど安全面で緊急対応が必要な箇所については、点検終了後、速やかに、安全面で緊急対応が必要な箇所の報告書(別記第五号様式)を用いて甲へ説明すること。

表1 緊急性の判断の目安

防火設備 (常時閉鎖をした状態にあるもの等を除く)	項目	事象	付記する内容
・防火扉 ・防火シャッター ・耐火クロススクリーン	閉鎖状況	閉鎖不良等がある	概ね1年以内に対応が必要
	劣化及び損傷の状況	破損、欠損等がある	概ね1年以内に対応が必要
	設置状況	取り付け不良や脱落、落下等の恐れがある	緊急対応が必要

6 点検報告書の作成方法

定期検査報告書に点検結果を記載し、防火設備定期点検結果報告書を記入し表紙にすること。

7 検査結果図の作成方法

平面図に設備の配置、数量、区画の位置を記載すること。

要是正または特記すべき事項がある場合は、通し番号をつけ記載(赤書き)すること。

通し番号は、点検写真の写真番号に対応したものとすること。

8 点検写真の作成方法

(1) 要是正または特記すべき箇所を撮影すること。

①対象部分は、赤で囲むこと。

②検査結果図の通し番号に対応した番号をつけること。

9 点検結果集計一覧表

検査結果図及び点検写真に記載した要是正または特記すべき箇所について、点検結果集計一覧表を作成し提出すること。

10 安全面で緊急対応が必要な箇所の報告書（別記第五号様式）の作成方法

「5 点検結果表の作成方法（2）」で、安全面で緊急対応が必要な箇所の報告書を用いて報告する箇所は、以下の（1）、（2）、（3）に該当するものとする。なお、下記以外にも安全面で緊急対応が必要と判断した場合は、当該報告書の「4. その他、安全面で緊急対応が必要な箇所」欄に記載すること。

（1）人身事故のおそれがある箇所

- ①防火扉、防火シャッター及び耐火クロススクリーンの危害防止装置等が正常に作動しない箇所
- ②防火扉、防火シャッター及び耐火クロススクリーンの取り付け不良や脱落、落下等のおそれがある箇所
- ③ 防火設備に関連する感知器や操作機器等は、点検が可能な範囲で取り付け状況等を確認すること

（2）火災発生時等に法の求める被害の拡大防止が図れない箇所

- ①防火扉、防火シャッター及び耐火クロススクリーンの閉鎖不良や破損及び欠損等のある箇所

（3）火災発生時等に法の求める避難確保が図れない箇所

11 その他

本業務について疑義が生じた場合は、市業務担当職員と協議すること。

本業務の成果品は以下表2のとおりとする。

点検結果集計一覧表の記載内容は市業務担当職員の指示による。

電子データの保存媒体及び保存形式は市業務担当職員の指示による。

表2 成果品等

成果物等	サイズ	提出部数	適用
防火設備定期点検結果報告書	A4	1部	
定期検査報告書	A4	1部	
検査結果表 (別記第一号～第三号様式)	A4	1部	
検査結果図	A4	1部	適宜 点検写真添付
安全面で緊急対応が必要な箇所の報告書 (別記第五号様式)	A4	1部	適宜 点検写真添付
点検結果集計一覧表	A3	1部	
電子データ			

※建築基準法施行規則に規定する様式は最新版を使用すること。

防火設備定期点検結果報告書

年 月 日

和歌山市長 様

検査者 所属名称

代表者氏名

検査者氏名

下記建築物の防火設備について点検した結果は別紙のとおりです。

記

1. 建築物 名称

所在地

検査年月日 年 月 日 ~ 月 日

2. 検査者

(代表となる検査者) (番号)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

(その他の検査者) (番号)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

第三十六号のハ様式（第六条関係）

定期検査報告書
(防火設備)

(第一面)

建築基準法第12条第4項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

和歌山市長 様

令和 年 月 日

報告者氏名

検査者氏名

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象建築物】

- 【イ. 所在地】
【ロ. 名称のフリガナ】
【ハ. 名称】
【ニ. 用途】

【4. 検査による指摘の概要】

要是正の指摘有り (既存不適格) 指摘なし

(第二面)

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
【ロ. 建築面積】 m²
【ハ. 延べ面積】 m²

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 令和 年 月 日 実施
【ロ. 前回の検査】 実施 (令和 年 月 日 報告) 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
防火設備検査員 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】
() 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
防火設備検査員 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】
() 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】
 区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階)
 全館避難安全検証法 その他
【ロ. 防火設備】
 防火扉 (枚) 防火シャッター (枚)
 耐火クロススクリーン (枚) ドレンチャー等 (台)
 その他 (台)

【6. 防火設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】
【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無
【ロ. 不具合記録】 有 無
【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (令和 年 月に改善予定) 予定なし

【8. 備考】

別記第一号様式

検査結果表
(防火扉)

当該検査 に 関与 した 検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当 検査 者 番 号	
			指摘 なし	要是正	既存 不適格		
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況				閉鎖の障害となる物品の放置の状況	
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況				
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)		危害防止装置	作動の状況				
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(6)			感知の状況				
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(9)				結線接続の状況			
(10)				接地の状況			
(11)				予備電源への切り替えの状況			
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(13)			容量の状況				
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(15)			再ロック防止機構の作動状況				
(16)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況				
(17)			防火区画の形成の状況				

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善 (予定) 年月

別記第二号様式

検査結果表
(防火シャッター)

当該検査 に関与し た検査者	氏名		検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果		担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正 既存 不適格	
(1)	防火 シャ ッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※		
(3)			スプロケットの設置の状況※		
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※		
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況		
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況		
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(10)		危険防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(14)			作動の状況		
(15)	連動 機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		
(16)		感知の状況			
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況		
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(19)			結線接続の状況		
(20)			接地の状況		
(21)			予備電源への切り替えの状況		
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(23)			容量の状況		
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(25)	手動閉鎖装置	設置の状況			
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況			
(27)		防火区画の形成の状況			

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善 (予定) 年月

別記第三号様式

検査結果表
(耐火クロススクリーン)

当該検査 に関与した 検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果		担当 検査 番号
			指摘 なし	要是正 既存 不適格	
(1)	耐火 クロス スク リー ン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況		
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況		
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(11)			作動の状況		
(12)	連動 機構	煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器	設置位置		
(13)			感知の状況		
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(15)			結線接続の状況		
(16)			接地の状況		
(17)			予備電源への切り替えの状況		
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(19)			容量の状況		
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況			
(23)		防火区画の形成の状況			

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善 (予定) 年月

注) 各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記すること。

部位	番号	検査項目	検査結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他
写真添付			特記事項	
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			

部位	番号	検査項目	検査結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他
写真添付			特記事項	
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			

(注意)

- ① この書類は、検査の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

和歌山市長 様

代表となる点検者

安全面で緊急対応が必要な箇所の報告書

(施設名)

について、下記のとおり安全面で緊急対応が必要と判断しましたので報告します。

1. 人身事故のおそれがある箇所 (部材の落下、部材の脱落による転落等)	
通し 番号	<input type="checkbox"/> あり (ありの場合は、その箇所と状況を記載) <input type="checkbox"/> なし
2. 火災発生時等に法の求める被害の拡大防止が図れない箇所 (防火設備の不作動等)	
通し 番号	<input type="checkbox"/> あり (ありの場合は、その箇所と状況を記載) <input type="checkbox"/> なし
3. 火災発生時等に法の求める避難確保が図れない箇所 (避難設備の不作動等)	
通し 番号	<input type="checkbox"/> あり (ありの場合は、その箇所と状況を記載) <input type="checkbox"/> なし
4. その他、安全面で緊急対応が必要な箇所	
通し 番号	<input type="checkbox"/> あり (ありの場合は、その箇所と状況を記載) <input type="checkbox"/> なし

(注意)

- ① 既存不適格の箇所については記載の必要はありません。
- ② 通し番号は別記第一号から第四号特記事項欄の通し番号に対応したものを記入してください。

名称	位置	消防設備																	防火設備						
		(1)									(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	(8)	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ					ア	イ	ウ								
1 和歌山市立大新小学校	和歌山市新大工町23番地	20L/30L	5	78	9	2	6	0	9	9	2	8	0	6	37	0	2	有	有	9L/10L	3	4	7	0	0
2 和歌山市立広瀬小学校	和歌山市広瀬中ノ丁1丁目5番地	25L/30L	0	52	19	4	5	3	16	16	1	11	0	6	30	0	1	無	有	3L/10L	3	0	14	0	0
3 和歌山市立吹上小学校	和歌山市吹上4丁目1番15号	23L/30L	0	62	11	3	7	3	14	14	1	13	0	7	26	0	1	無	有	無	0	0	9	0	0
4 和歌山市立砂山小学校	和歌山市砂山南2丁目1番52号	22L/30L	4	42	28	4	5	0	14	14	2	11	1	6	28	0	1	有	有	6L/10L	8	2	10	0	0
5 和歌山市立宮北小学校	和歌山市納定21番地	20L/30L	4	42	13	5	3	0	14	13	1	12	0	6	24	0	1	無	有	6L/10L	10	2	12	0	0
6 和歌山市立新南小学校	和歌山市木広町4丁目23番地	20L/25L	5	53	21	0	8	0	15	15	1	13	1	3	27	0	1	無	有	2L/3L	5	1	6	0	0
7 和歌山市立芦原小学校	和歌山市雄松町4丁目25番地1	23L/25L	3	55	25	0	13	0	16	16	2	14	0	5	28	0	1	無	有	4L/5L	9	3	12	0	0
8 和歌山市立中之島小学校	和歌山市中之島1491番地	25L/30L	4	50	25	7	2	0	18	17	1	13	1	6	32	0	1	無	有	3L/3L	10	0	13	1	0
9 和歌山市立今福小学校	和歌山市今福3丁目7番46号	20L/20L	5	66	10	0	7	0	14	14	2	11	0	6	26	0	0	有	有	9L/10L	0	9	9	0	0
10 和歌山市立伏虎義務教育学校	和歌山市鷺ノ森南ノ丁1番地	53L/60L	0	203	34	0	28	6	0	32	5	31	1	46	79	0	15	有	無	20L/100L	0	34	19	5	8

※ 消防設備 (1)自動火災報知設備 ア 受信機P型1級

イ 差動式分布型空気管 ウ 差動式熱感知器 エ 定温式熱感知器 オ イオン化式煙感知器 カ 光電式煙感知器
キ 光電式分離型煙感知器 ク 地区バル ケ 発信機

(2)漏電火災警報器1級 (3)屋内消火栓設備(ホースを含む。数字は消火栓の数。)

(4)非常警報設備(含非常放送設備) (5)誘導灯及び誘導標識の数

(6)消火器 ア 総数 イ 加圧式(内部及び機能に関する点検個数) ウ 蓄圧式(内部及び機能に関する点検個数)

(7)その他消防設備 *大新小学校、砂山小学校は避難器具(避難はしご(1))

*今福小学校はガス漏れ火災警報器(GP型1級6L/10L, 検知器(15))、避難器具(避難はしご(2))

*伏虎義務教育学校はガス漏れ火災警報器(GP型1級11L/15L, 検知器(11)、警報装置(11)、表示灯(11))、

連結送水管(送水口・配管)、フード等用簡易自動火災装置、自家発電設備(機器点検及び総合点検(負荷運転または内部観察等含む))

(8)非常電源専用受電設備一式

防火設備 ア 受信機 イ イオン化式煙感知器 ウ 光電式煙感知器 エ 防火戸 オ 防火シャッター カ 耐火クロススクリーン

ただし、消防設備、防火設備ともに、対象施設における実際の設備及び器具の数が上表に記載の数から増減している可能性あり。増の場合はそれも含めるものとする。

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、大新小学校外9校消防設備保守点検及び防火設備点検業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は大新小学校外9校消防設備保守点検及び防火設備点検業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、 円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（契約期間の延長）

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（損害の負担）

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この条において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一

切の責任を負わないものとする。

(乙の債務不履行)

第11条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その不履行分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(履行遅滞に係る損害金等)

第12条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から損害金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により第14条第2項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(確認)

第13条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に報告し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に報告し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第14条 乙は、履行すべき委託業務のすべてについて前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により契約期間内又は契約期間経過後相当の期間内に委託業務を履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第19条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(5) 第23条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合は、委託業務の既に履行された部分について、確認のうえ、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は委託金額の100分の10に相当する額又はその不足額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

第16条 甲は、契約期間中、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、乙に対して

3か月前までに通知して契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項及び前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
(暴力団等排除に係る解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場

合を含む。)

- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第19条 乙は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

（乙の不完全履行責任）

第20条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により不完全な履行をしたと認められるときは、乙に対し、完全な履行を請求することができる。

2 甲は、乙に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第21条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第22条 乙は、委託業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の履行過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第23条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めるときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(補則)

第24条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花 正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。